

令和7年度 （仮称）七ヶ浜町保健福祉センター基本構想作成支援及び基本設計等業務委託 特記仕様書																																																			
I 業務概要																																																			
1 委託業務名	令和7年度 （仮称）七ヶ浜町保健福祉センター基本構想作成支援及び基本設計等業務委託																																																		
2 施設の目的及び計画概要	■施設の目的 健康づくりの拠点として、各種健診（検診）が実施できる健診ホールや各種相談機能を充実させ、町民の利便性向上を図ります。 また、各種乳幼児健診、相談事業、子育て支援事業を実施し、妊娠期から出産、子育てに関する様々な相談に、各種専門職がワンストップで対応します。子どもの発育と発達を促し、親子が安心して楽しく過ごせる遊びの環境を整備し、子育てがしやすい環境づくりの拠点を目指すため、施設のコンセプト・配置計画などの町の基本構想をまとめ、基本設計業務を行います。 ■計画概要 令和7年度（仮称）七ヶ浜町保健福祉センター 基本構想作成支援及び基本設計等業務委託 公募型簡易プロポーザル方式による選定要領を参照願います。 <table border="1"> <tr> <td>（1）施設名称</td> <td>（仮称）七ヶ浜町保健福祉センター</td> </tr> <tr> <td>（2）敷地の場所</td> <td>七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1</td> </tr> <tr> <td>（3）施設用途</td> <td>保健福祉施設・子ども子育て支援施設（分類：児童福祉施設・老人福祉施設等）</td> </tr> <tr> <td>（4）委託期間</td> <td>契約日 ～ 令和9年7月31日</td> </tr> </table>	（1）施設名称	（仮称）七ヶ浜町保健福祉センター	（2）敷地の場所	七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1	（3）施設用途	保健福祉施設・子ども子育て支援施設（分類：児童福祉施設・老人福祉施設等）	（4）委託期間	契約日 ～ 令和9年7月31日																																										
（1）施設名称	（仮称）七ヶ浜町保健福祉センター																																																		
（2）敷地の場所	七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1																																																		
（3）施設用途	保健福祉施設・子ども子育て支援施設（分類：児童福祉施設・老人福祉施設等）																																																		
（4）委託期間	契約日 ～ 令和9年7月31日																																																		
3 適用	本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については、「○」印がついたものを適用する。○印の付かない場合は、「※」印を適用する ○印と※印が付いた場合は共に適用する。																																																		
4 設計と条件	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">（1）敷地の要件</td> </tr> <tr> <td>a. 都市計画</td> <td>都市計画区域（☒内）外（☐市街化区域・市街化調整区域）</td> </tr> <tr> <td>b. 用途地域</td> <td>第1種中高層専用地域</td> </tr> <tr> <td>c. 建ぺい率</td> <td>（60%）容積率（200%）</td> </tr> <tr> <td>d. その他の地域</td> <td>（法22条区域）</td> </tr> <tr> <td>e. 用地面積</td> <td>14,119 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（2）施設の条件</td> </tr> <tr> <td>a. 計画施設の延べ面積</td> <td>2,500 m²程度（想定面積）</td> </tr> <tr> <td>b. 主要構造（階数）</td> <td>構造は本業務により決定する。階数想定はプロポーザル方式による選定要領を参照。</td> </tr> <tr> <td>c. 耐震安全性の確保</td> <td>官庁施設総合耐震診断・改修基準による</td> </tr> <tr> <td>d. 建築工事（種別）</td> <td>（☒新築・増築・改修）</td> </tr> <tr> <td>e. 電気設備工事</td> <td>（☒新築・増築・改修）</td> </tr> <tr> <td>f. 機械設備工事</td> <td>（☒新築・増築・改修）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（3）建設の条件</td> </tr> <tr> <td>a. 予定期間</td> <td>令和10年度～（想定）</td> </tr> <tr> <td>b. 近接施設</td> <td>七ヶ浜町役場庁舎、七ヶ浜町水道事業所</td> </tr> <tr> <td>c. 海岸近接</td> <td>強風、塩害対応のこと</td> </tr> <tr> <td>d. その他</td> <td>公募型簡易プロポーザル方式による選定要領を参照。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（4）設計と条件の資料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設計と条件については、次の資料による。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・ 企画書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・ 基本設計書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・ 指示事項書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">☒ 施設計画概要書（別紙 施設計画概要書 参照）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">☒ 公募型簡易プロポーザル方式による選定要領を参照。</td> </tr> </table>	（1）敷地の要件		a. 都市計画	都市計画区域（ ☒ 内）外（ ☐ 市街化区域・市街化調整区域）	b. 用途地域	第1種中高層専用地域	c. 建ぺい率	（60%）容積率（200%）	d. その他の地域	（法22条区域）	e. 用地面積	14,119 m ²	（2）施設の条件		a. 計画施設の延べ面積	2,500 m ² 程度（想定面積）	b. 主要構造（階数）	構造は本業務により決定する。階数想定はプロポーザル方式による選定要領を参照。	c. 耐震安全性の確保	官庁施設総合耐震診断・改修基準による	d. 建築工事（種別）	（ ☒ 新築・増築・改修）	e. 電気設備工事	（ ☒ 新築・増築・改修）	f. 機械設備工事	（ ☒ 新築・増築・改修）	（3）建設の条件		a. 予定期間	令和10年度～（想定）	b. 近接施設	七ヶ浜町役場庁舎、七ヶ浜町水道事業所	c. 海岸近接	強風、塩害対応のこと	d. その他	公募型簡易プロポーザル方式による選定要領を参照。	（4）設計と条件の資料		設計と条件については、次の資料による。		・ 企画書		・ 基本設計書		・ 指示事項書		☒ 施設計画概要書（別紙 施設計画概要書 参照）		☒ 公募型簡易プロポーザル方式による選定要領を参照。	
（1）敷地の要件																																																			
a. 都市計画	都市計画区域（ ☒ 内）外（ ☐ 市街化区域・市街化調整区域）																																																		
b. 用途地域	第1種中高層専用地域																																																		
c. 建ぺい率	（60%）容積率（200%）																																																		
d. その他の地域	（法22条区域）																																																		
e. 用地面積	14,119 m ²																																																		
（2）施設の条件																																																			
a. 計画施設の延べ面積	2,500 m ² 程度（想定面積）																																																		
b. 主要構造（階数）	構造は本業務により決定する。階数想定はプロポーザル方式による選定要領を参照。																																																		
c. 耐震安全性の確保	官庁施設総合耐震診断・改修基準による																																																		
d. 建築工事（種別）	（ ☒ 新築・増築・改修）																																																		
e. 電気設備工事	（ ☒ 新築・増築・改修）																																																		
f. 機械設備工事	（ ☒ 新築・増築・改修）																																																		
（3）建設の条件																																																			
a. 予定期間	令和10年度～（想定）																																																		
b. 近接施設	七ヶ浜町役場庁舎、七ヶ浜町水道事業所																																																		
c. 海岸近接	強風、塩害対応のこと																																																		
d. その他	公募型簡易プロポーザル方式による選定要領を参照。																																																		
（4）設計と条件の資料																																																			
設計と条件については、次の資料による。																																																			
・ 企画書																																																			
・ 基本設計書																																																			
・ 指示事項書																																																			
☒ 施設計画概要書（別紙 施設計画概要書 参照）																																																			
☒ 公募型簡易プロポーザル方式による選定要領を参照。																																																			
II 業務仕様	本特記仕様に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」・他、公共施設設計関連図書に準拠する。																																																		
1 基本構想作成業務委託支援	（1）支援業務の範囲 （仮称）七ヶ浜町保健福祉センターの整備にあたり、本施設の活用方法（ソフト）、施設の整備場所や規模（ハード）などを基本構想として作成する。基本構想は町で作成し、支援業務では参考資料や添付資料等の根拠資料の作成や、技術的観点より助言・提案など総合的な支援業務を行う。 ①候補地、配置検討 ☒ 地盤調査（3候補地を想定） ☒ 配置イメージ図（平面・鳥瞰） ②施設規模決定のための資料作成 ☒ 建物階別床面積 ☒ 延べ床面積 ☒ 概算事業費 ③フロア別配置計画の比較検討 施設動線、施設利用の要件整理などを、資料を基に比較検討資料を作成する																																																		

2 設計業務の
内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲	
a. 基本設計	
○ 建築（総合）基本設計に関する標準業務	
○ 建築（構造）基本設計に関する標準業務	
○ 電気設備 基本設計に関する標準業務	
○ 機械設備 基本設計に関する標準業務	
○ 外 構 基本設計に関する標準業務	
○ 内部遊具 基本設計に関する標準業務	
b. 実施設計 (既存母子センター解体のみ)	
○ 建築（総合）実施設計に関する標準業務	
○ 建築（構造）実施設計に関する標準業務	
○ 電気設備 実施設計に関する標準業務	
○ 機械設備 実施設計に関する標準業務	
(2) 業務の内容及び範囲	
a. 積算業務 (積算については、既存母子センターの解体にのみ適用とする)	
○ 建築積算	積算数量算出書の作成・単価作成資料の作成・見積り比較表作成（3社以上）
○ 電気設備積算	積算数量算出書の作成・単価作成資料の作成・見積り徴集（3社以上） 見積り検討資料の作成
○ 機械設備積算	積算数量算出書の作成・単価作成資料の作成・見積り徴集（3社以上） 見積り検討資料の作成
○ 透視図作成	[種類 : 鳥瞰図1枚、外観2枚・内観1枚] 判の大きさ（A3） 枚数（全4枚） 額の有無（無） 材質（適宜）
・ 透視図の写真撮影	[カット枚数(1) 判の大きさ（A3） 白黒・カラーの別（カラー）電子データ（ ）]
・ 模型製作	[縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ） 材質（ ）]
・ 模型の写真撮影	[カット枚数(1) 判の大きさ（A3） 白黒・カラーの別（カラー）電子データ（ ）]
・ 計画通知申請手続き業務	
・ 確認申請及び特別地区等に係る諸申請手続業務	
・ 関係法令等に基づく各種申請手続き業務	(確認標識看板の作成、設置報告書等の届出)
・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務	
・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務	
○ リサイクル計画書の作成	
○ 概略工程表の作成	※公共施設に隣接しているため、仮設計画を含めた工程表を作成願います。 ※来客者・車両通行などへの対応を含む工程作成を願います。
(1) 一般事項	
a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。	
b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書に及び適用基準に基づき行う。	
c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。	
d. 調査職員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに調査職員に提出する。	
(2) 適用基準等	
本業務には国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。	
受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。	
なお「番号等」に「〇〇版」とあるのは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修した出版物等を指す。	

3 業務の実施

3 業務の実施	<table> <tr> <td data-bbox="406 181 566 210">a. 共 通</td><td data-bbox="566 181 1406 752"> - 官庁施設の基本的性能基準 (番号等) - 官庁施設の設計説明書作成要領 (最新版) - 官庁施設の総合耐震計画基準 (") - 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (") - 官庁施設の環境保全性に関する基準 (") - 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (") - 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (") ・ 建築設計業務等電子納品要領 (案) (") ・ 建築C A D図面作成要領 (案) (") ・ 公共建築工事積算基準 (") ・ 公共建築工事共通費積算基準 (") ・ 公共建築工事標準単価積算基準 (") ・ 建築物解体工事共通仕様書 (") ・ 建築工事における建設副産物監理マニュアル (最新版) </td></tr> <tr> <td data-bbox="406 752 566 781">b. 建 築</td><td data-bbox="566 752 1406 1155"> - 敷地調査共通仕様書 (最新版) ・ 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (") ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (") ・ 木造建築工事標準仕様書 (") ・ 建築設計基準 (最新版) ・ 建築構造設計基準 (") ・ 建築工事標準詳細図 (") ・ 擁壁設計標準図 (") ・ 構内舗装・排水設計基準 (") ・ 表示・標識標準 (") </td></tr> <tr> <td data-bbox="406 1155 566 1184">c. 建築積算</td><td data-bbox="566 1155 1406 1361"> (既存母子センター解体にのみ適用) ・ 公共建築数量積算基準 (最新版) ・ 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) (") ・ 公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) (") ・ 営繕工事積算チェックリスト (建築工事編) (") </td></tr> <tr> <td data-bbox="406 1361 566 1391">d. 設 備</td><td data-bbox="566 1361 1406 1868"> ・ 建築設備計画基準 (最新版) ・ 建築設備設計基準 (") ・ 建築設備工事設計図書作成基準 (") ・ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (") ・ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (") ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (") ・ 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (") ・ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (") ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (") ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準 (") ・ 建築設備耐震設計・施工指針 (最新版) ・ 建築設備設計計算書作成の手引き (") ・ 食品ごみ処理設備設計計画指針 (") </td></tr> <tr> <td data-bbox="406 1868 566 1897">e. 設備積算</td><td data-bbox="566 1868 1406 2024"> (既存母子センター解体にのみ適用) ・ 公共建築設備数量積算基準 (最新版) ・ 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (") ・ 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (") </td></tr> </table>	a. 共 通	- 官庁施設の基本的性能基準 (番号等) - 官庁施設の設計説明書作成要領 (最新版) - 官庁施設の総合耐震計画基準 (") - 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (") - 官庁施設の環境保全性に関する基準 (") - 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (") - 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (") ・ 建築設計業務等電子納品要領 (案) (") ・ 建築C A D図面作成要領 (案) (") ・ 公共建築工事積算基準 (") ・ 公共建築工事共通費積算基準 (") ・ 公共建築工事標準単価積算基準 (") ・ 建築物解体工事共通仕様書 (") ・ 建築工事における建設副産物監理マニュアル (最新版)	b. 建 築	- 敷地調査共通仕様書 (最新版) ・ 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (") ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (") ・ 木造建築工事標準仕様書 (") ・ 建築設計基準 (最新版) ・ 建築構造設計基準 (") ・ 建築工事標準詳細図 (") ・ 擁壁設計標準図 (") ・ 構内舗装・排水設計基準 (") ・ 表示・標識標準 (")	c. 建築積算	(既存母子センター解体にのみ適用) ・ 公共建築数量積算基準 (最新版) ・ 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) (") ・ 公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) (") ・ 営繕工事積算チェックリスト (建築工事編) (")	d. 設 備	・ 建築設備計画基準 (最新版) ・ 建築設備設計基準 (") ・ 建築設備工事設計図書作成基準 (") ・ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (") ・ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (") ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (") ・ 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (") ・ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (") ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (") ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準 (") ・ 建築設備耐震設計・施工指針 (最新版) ・ 建築設備設計計算書作成の手引き (") ・ 食品ごみ処理設備設計計画指針 (")	e. 設備積算	(既存母子センター解体にのみ適用) ・ 公共建築設備数量積算基準 (最新版) ・ 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (") ・ 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (")
a. 共 通	- 官庁施設の基本的性能基準 (番号等) - 官庁施設の設計説明書作成要領 (最新版) - 官庁施設の総合耐震計画基準 (") - 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (") - 官庁施設の環境保全性に関する基準 (") - 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (") - 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (") ・ 建築設計業務等電子納品要領 (案) (") ・ 建築C A D図面作成要領 (案) (") ・ 公共建築工事積算基準 (") ・ 公共建築工事共通費積算基準 (") ・ 公共建築工事標準単価積算基準 (") ・ 建築物解体工事共通仕様書 (") ・ 建築工事における建設副産物監理マニュアル (最新版)										
b. 建 築	- 敷地調査共通仕様書 (最新版) ・ 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (") ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (") ・ 木造建築工事標準仕様書 (") ・ 建築設計基準 (最新版) ・ 建築構造設計基準 (") ・ 建築工事標準詳細図 (") ・ 擁壁設計標準図 (") ・ 構内舗装・排水設計基準 (") ・ 表示・標識標準 (")										
c. 建築積算	(既存母子センター解体にのみ適用) ・ 公共建築数量積算基準 (最新版) ・ 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) (") ・ 公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) (") ・ 営繕工事積算チェックリスト (建築工事編) (")										
d. 設 備	・ 建築設備計画基準 (最新版) ・ 建築設備設計基準 (") ・ 建築設備工事設計図書作成基準 (") ・ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (") ・ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (") ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (") ・ 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (") ・ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (") ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (") ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準 (") ・ 建築設備耐震設計・施工指針 (最新版) ・ 建築設備設計計算書作成の手引き (") ・ 食品ごみ処理設備設計計画指針 (")										
e. 設備積算	(既存母子センター解体にのみ適用) ・ 公共建築設備数量積算基準 (最新版) ・ 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (") ・ 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (")										

3 業務の実施	(3) 登録書類 業務実績情報の登録の要否 - 要 受注者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として「業務カルテ仮登録（調査職員の押印済み）」を検査員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。 - 不要			
	(4) 業務計画書 着手前に提出し、その内容を発注者に説明し合意を得ること。 なお、業務計画書の内容は、七ヶ浜町ホームページの「委託業務」内にある『業務計画書について』に記載項目を掲載しているので確認し作成すること。			
	(5) 管理技術者の資格要件 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。 - 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ）第2条第2項に規定する一級建築士 - 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者			
	(6) 貸与資料等 a. 既存設計図書等（周辺建築物の既存図） - 既存建築物設計図書 - 既存工作物設計図書 - 青焼き竣工図 A2版（建築・電気・機械） b. 既存資料 - 水道庁舎新築工事 竣工図・確認申請書（直近） - 母子センター竣工図 c. 資料の貸与及び返却 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸 与</th><th>適 用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> - 水道庁舎青焼き竣工図（当初） - 水道庁舎新築確認申請書（直近） - 母子センター竣工図（当初） </td><td>貸与品借用書・返却書の提出</td></tr> </tbody> </table> 図面などの借用は、受注者が直接、施設管理課へ書面を提出すること。 - 貸与場所（水道事業所・子ども未来課へ直接申請） - 貸与時期（本委託業務契約日から履行期限まで） - 返却場所（①に同じ） - 返却時期（本委託業務履行期限から1週間以内） (7) 打合せ及び記録 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。 - 業務着手時及び定例会実施後 - 調査職員又は管理技術者が必要と認めたとき - 概算工事費等算出時期 - 関係各課、消防署、上下水道事業所及び関連機関と協議したとき	貸 与	適 用	- 水道庁舎青焼き竣工図（当初） - 水道庁舎新築確認申請書（直近） - 母子センター竣工図（当初）
貸 与	適 用			
- 水道庁舎青焼き竣工図（当初） - 水道庁舎新築確認申請書（直近） - 母子センター竣工図（当初）	貸与品借用書・返却書の提出			

3 業務の実施	(8) その他、業務の履行に係る条件等 成果品の図面は原本のPDF貼り付けを禁止します。 CADデータとして作図を行い、成果品とすること。 <table border="1"> <tr> <td>a. 指定部分の範囲</td><td> - 指定部分の履行期限 既存母子センター解体実施設計 令和8年3月末日予定(受注後協議) - 事業概算費 想定事業費は、基本構想作成支援業務にて検討すること - 工期期限の14日前までに設計書を提出し最終確認を行うこと </td></tr> <tr> <td>b. 成果物の提出場所</td><td>七ヶ浜町建設課</td></tr> <tr> <td>c. 成果物の取り扱いについて</td><td>提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成後の維持管理に使用するものとする。</td></tr> <tr> <td>d. 著作権につて</td><td>※ 契約約款による</td></tr> <tr> <td>e. 写真の著作権の権利等について</td><td> ※ 受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。 ① 写真は、町が行う事務並びに町が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。 この場合において、著作者名を表示しないことができる。 ② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ調査職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。) 1) 写真を公表すること。 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。 </td></tr> </table> (9) 業務履行にあたっての必須事項 下記の内容について、受注者(設計者)は確実に調査職員の合意を得て業務を進めること。 <table border="1"> <tr> <td>a. 設計の手順の基本原則</td><td>○ 計画案が出来た時点で、調査職員の合意を得ること。</td></tr> <tr> <td>b. 設計条件の照査</td><td> ① 敷地条件 位置、インフラ整備、都市計画法及びその他法規制などについて確認・検討を行うこと。 ② 建築条件 用途、性能の確保など施設の主要な条件について確認・検討を行うこと。 ③ 業務の全体スケジュール 業務全体のスケジュールを調査職員に確認し、業務計画書及び業務工程計画を作成すること。 ④ 事業費 概算工事費を基に、全体工事費を検討・精査すること。 </td></tr> <tr> <td>c. 設計の工程</td><td> ① 上記bの条件に基づき、設計条件の見落としが無いよう常に確認をすること。 受託者は、定例会・打合せ議事録を作成し、再確認が出来る状態で業務を進めること。 ② 上記bの内容については、調査職員の合意を得ること。設計図が出来た段階で、調査職員へ内容を確認の上、数量拾い・単価比較表(三社見積りなど)及び内訳書など積算業務を行うこと。 (基本設計時点は、概算工事費の算出業務まで) ③ 受注者においては、業務全体において総合的に照査を行い、各図面(建築・構造・電気・機械)の整合性を図ること。 </td></tr> </table>	a. 指定部分の範囲	- 指定部分の履行期限 既存母子センター解体実施設計 令和8年3月末日予定(受注後協議) - 事業概算費 想定事業費は、基本構想作成支援業務にて検討すること - 工期期限の14日前までに設計書を提出し最終確認を行うこと	b. 成果物の提出場所	七ヶ浜町建設課	c. 成果物の取り扱いについて	提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成後の維持管理に使用するものとする。	d. 著作権につて	※ 契約約款による	e. 写真の著作権の権利等について	※ 受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。 ① 写真は、町が行う事務並びに町が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。 この場合において、著作者名を表示しないことができる。 ② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ調査職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。) 1) 写真を公表すること。 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。	a. 設計の手順の基本原則	○ 計画案が出来た時点で、調査職員の合意を得ること。	b. 設計条件の照査	① 敷地条件 位置、インフラ整備、都市計画法及びその他法規制などについて確認・検討を行うこと。 ② 建築条件 用途、性能の確保など施設の主要な条件について確認・検討を行うこと。 ③ 業務の全体スケジュール 業務全体のスケジュールを調査職員に確認し、業務計画書及び業務工程計画を作成すること。 ④ 事業費 概算工事費を基に、全体工事費を検討・精査すること。	c. 設計の工程	① 上記bの条件に基づき、設計条件の見落としが無いよう常に確認をすること。 受託者は、定例会・打合せ議事録を作成し、再確認が出来る状態で業務を進めること。 ② 上記bの内容については、調査職員の合意を得ること。設計図が出来た段階で、調査職員へ内容を確認の上、数量拾い・単価比較表(三社見積りなど)及び内訳書など積算業務を行うこと。 (基本設計時点は、概算工事費の算出業務まで) ③ 受注者においては、業務全体において総合的に照査を行い、各図面(建築・構造・電気・機械)の整合性を図ること。
a. 指定部分の範囲	- 指定部分の履行期限 既存母子センター解体実施設計 令和8年3月末日予定(受注後協議) - 事業概算費 想定事業費は、基本構想作成支援業務にて検討すること - 工期期限の14日前までに設計書を提出し最終確認を行うこと																
b. 成果物の提出場所	七ヶ浜町建設課																
c. 成果物の取り扱いについて	提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成後の維持管理に使用するものとする。																
d. 著作権につて	※ 契約約款による																
e. 写真の著作権の権利等について	※ 受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。 ① 写真は、町が行う事務並びに町が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。 この場合において、著作者名を表示しないことができる。 ② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ調査職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。) 1) 写真を公表すること。 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。																
a. 設計の手順の基本原則	○ 計画案が出来た時点で、調査職員の合意を得ること。																
b. 設計条件の照査	① 敷地条件 位置、インフラ整備、都市計画法及びその他法規制などについて確認・検討を行うこと。 ② 建築条件 用途、性能の確保など施設の主要な条件について確認・検討を行うこと。 ③ 業務の全体スケジュール 業務全体のスケジュールを調査職員に確認し、業務計画書及び業務工程計画を作成すること。 ④ 事業費 概算工事費を基に、全体工事費を検討・精査すること。																
c. 設計の工程	① 上記bの条件に基づき、設計条件の見落としが無いよう常に確認をすること。 受託者は、定例会・打合せ議事録を作成し、再確認が出来る状態で業務を進めること。 ② 上記bの内容については、調査職員の合意を得ること。設計図が出来た段階で、調査職員へ内容を確認の上、数量拾い・単価比較表(三社見積りなど)及び内訳書など積算業務を行うこと。 (基本設計時点は、概算工事費の算出業務まで) ③ 受注者においては、業務全体において総合的に照査を行い、各図面(建築・構造・電気・機械)の整合性を図ること。																

Ⅲ 図面及び提出物

(1) 図面

a. 用 紙

- ① 用紙の大きさは、原則として下記のいずれかの大きさに統一し、枠取のうえ、発注者名、受注者事務所名等の必要事項の記載を行う。

イ. A1 594mm×841mm

ロ. A2 420mm×594mm

- ② 原図は、A1用三つ折り図面ファイルまたはA2用二つ折図面ファイルに入れて提出する。

- ③ 原図及びCADデータを提出する。

- ④ CADの種類、データの形式は設計業務委託特記仕様書による。

※ 適用については、調査職員の指示によるものとする

(2) 商品名

- a. 使用材料及び機器等は、一般的（JIS番号・公共建築品番号）な名称をもって表現する
b. 使用材料及び機器等に特別な理由により、特定の商品名を使用する場合は、事前に調査職員の承諾を受けた後、特記仕様書へ記載する。

(3) 図面順序及び縮尺・その他

- a. 図面順序及び縮尺・その他は、下記を原則とする

名 称		縮 尺	備 考	特記事項
〔 建 築 〕				
1	表紙			
2	図面目録			
3	特記仕様書			
4	仕上表			
5	案内図			
6	配置図	1/100又は1/200	必要に応じ1/300, 1/500又は1/600を用いることができる	
7	求積図	1/200又は1/300	計算式、集計表、建築面積、各階床面積	敷地、建物
〔 意 匠 図 〕				
8	平面図	1/100又は1/200		
9	立面図	1/100又は1/200		
10	断面図	1/100又は1/200		
11	矩計図	1/20から1/50		
12	平面詳細図	1/20から1/50		
13	矩計詳細図	1/20から1/50		
14	階段詳細図	1/30又は1/50		
15	その他詳細図	1/30又は1/50	必要に応じ1/2, 1/3, 1/5, 1/10又は1/20を用いることができる	部分断面詳細図共
16	展開図	1/30又は1/50	特に不要と認められる以外は各室各面	仕上区分
17	天井伏図	1/100又は1/200		
18	小屋伏図	1/100又は1/200		
19	建具キープラン	1/100又は1/200	平面図と兼用可	
20	建 具 表	1/50又は1/100		
21	外構配置図	1/100又は1/200	各部配置、排水等（配置図と兼用可）	
22	外構詳細図	1/20, 1/30, 1/50	各部必要箇所	
23	日 影 図			

(3) 図面順序及び縮尺・その他

a. 図面順序及び縮尺・その他は、下記を原則とする

名 称	縮 尺	備 考	特記事項
〔 構 造 図 〕			
1 構造設計標準仕様 各構造標準図			
2 基礎、基礎梁伏図 杭 伏 図	1/100又は1/200		
3 各 階 伏 図	1/100又は1/201		
4 軸 組 図	1/100又は1/202		
5 断 面 リ ス ト	1/30又は1/50		
7 基礎配筋図	1/30及び1/50		
8 各部配筋図	1/30及び1/50		
9 鉄骨ジョイント 詳 細 図	1/20又は1/30		
10 鉄骨断面リスト	1/20又は1/30		
11 鉄骨柱梁詳細図	1/20又は1/30		
12 鉄骨梁貫通穴伏図	1/20又は1/30		
13 雑 詳 細 図			
〔電 気〕			
1 案 内 図			建築図併用可
2 配 置 図	1/100又は1/200	必要に応じ1/300, 1/500又は1/600を用いることができる	同上
3 系 統 図			
4 各 結 線 図			
5 操作盤、分電盤 その他姿図			
6 各幹線平面図	1/100又は1/200		
7 各電灯コンセント 平面詳細図	1/20		
8 照明器姿図			
9 各弱電平面図	1/100又は1/200		
10 弱電の系統図			
11 屋外附帯設備関係図			
12 その他設備関係図			
〔機 械 設 備〕			
1 案 内 図			建築図併用可
2 配 置 図	1/100又は1/200	必要に応じ1/300, 1/500又は1/600を用いることができる	
3 系 統 図			
4 機器表・機械表			
5 各系統平面図	1/100又は1/200		
6 平面詳細図	1/20		
7 各器具取付図 配管要領図	1/20		
8 屋外附帯設備関係図			
9 受水槽・高架水槽 その他機器据付詳細図	1/20		
10 そ の 他			
11 エレベーター			
12 エスカレーター			
13 空 調			
14 ガ ス			
15 そ の 他			

（４）透視図・模型

- a. 透視図及び模型は、設計業務委託特記仕様書によるものとする。
Ⅱの１（２）による

（５）略号等

- a. 各工事仕様書に一般的に例示する略号以外は、できる限り略号等を使用しないこと。

Ⅳ 設計業務成果図書

「○」印が付いたものを適用する。「※」印がない場合は、「※」印を適用する。

区 分	成 果 図 書
（１）基本設計	a. 建築（総合） ○ 建築（総合）設計図書 ○ 外構基本設計図書 { ※ 計画説明概要書 ※ 仕様概要書 ※ 仕上概要表 ※ 面積表及び求積図 ※ 敷地案内図 ※ 配置図 ※ 平面図（各階） ※ 断面図 ※ 立面図（各面） ※ 工事費概算書 ※ 仮設計画概要書 { ※ 外構（擁壁・舗装など）計画説明書 ※ 工事費概算書 b. 建築（構造） ○ 建築（構造）基本設計図書 { ※ 構造計画説明概要書（基礎検討等含む） ※ 構造計画概要図 ※ 工事費概算書
	c. 電気設備 ○ 電気設備 基本設計図書 { ※ 電気設備計画説明概要書 ※ 電気設備計画概要書 ※ 工事費概算書
	d. 機械設備 ○ 機械設備 基本設計図書 { ※ 機械設備計画説明概要書 ※ 機械設備計画概要書 ※ 給排水衛生設備設計画説明書（便器等衛生機器算定を含む） ※ 空調換気設備計画説明書 ※ 昇降機計画説明書 ※ 工事費概算書
	e. その他 ○ 透視図（Ⅱの１（２）による） ○ 設計説明書 ○ 各記録書（打合せ議事録など） ○ 現地状況確認の報告書 ・ f. 資料 ○ 各種技術資料（構造強度、材料選定の根拠） ○ 比較検討資料（断熱性能検討、長寿命、保全検討など） ○ 関係法令チェックリスト ○ 地盤調査資料（特別経費として設計費に含む） ○ アスベスト調査・報告資料（特別経費として設計費に含む）
（注１） 建築（構造）の成果物は、建築（意匠）実施設計の成果物に含めることができる 電気設備及び機械設備の成果物は、建築（意匠）実施設計の成果物に含めることができる 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。 （注２） 電子資料提出は、特記仕様その他、下記※による ※ 設計図書１ CAD資料（ DXF又はDWG ）〔CD-R共〕 ※ 設計図書２ PDF資料（ 社名有、社名無 ）〔CD-R共〕 ※ 設計図書３ PDF資料（ 金抜き内訳書 ）〔CD-R共〕	
（２）実施設計 既存母子センター解体 設計のみに適用	a. 建築（総合）（解体については既存図使用可。） ○ 建築（総合）設計図書 ○ 建築物概要書 ○ 仕様書 ○ 仕上表 ○ 面積表及び求積図 ○ 敷地案内図 ○ 配置図 ○ 平面図（各階） ○ 断面図 ○ 立面図（各面） ○ 矩計図 ○ 展開図（各面） ○ 天井伏図（各階） ○ 平面詳細図 ○ 部分詳細図（断面含む） ○ 建具表 ・ 外構図 ○ 総合仮設計画図 ○ 工事工程表及び略図 ・ 確認申請書・他申請書 ・ 中高層建物の届出書 ○ CADデータ（DWG, DXF, JWW形式） ・ 維持管理費概算書

(2) 実施設計 既存母子センター解体設計のみに適用	b. 建築（構造）（解体については既存図使用可。） ・ 建築（構造）設計図書 [木構造を含む] ・ 仕様書 ・ 構造基準図 ・ 各伏図（各階） ・ 軸組図 ・ 各部断面図 ・ 標準詳細図 ・ 各部詳細図 ・ 計画通知書 ・ 構造計算書 ・ 確認申請書・他申請書 ・ 法規チェック表 ・ サウンディング報告書
	c. 電気設備（解体については既存図使用可。） ・ 電気設備設計図 - 仕様書 - 敷地案内図 - 配置図 - 電灯設備図 - 動力設備図 - 電熱設備図 - 雷保護設備図 - 受変電設備 - 静止形電源設備図 - 発電設備図 - 構内情報通信網設備図 - 構内交換設備図 - 情報表示設備図 - 映像・音響設備図 - 拡声設備図 - 誘導支援設備図 - テレビ共同受信設備図 - テレビ電波障害防除設備図 - 監視カメラ設備図 - 駐車場管制設備図 - 防犯・入退室管理設備図 - 火災報知設備図 - 中央監視制御設備図 - 構内配電線路図 - 構内通信線路図 - 電気設備設計計算書 - 確認申請書・他申請書 - 中高層建築物の届出書 - 計画通知書 - 維持管理費概算書 ○ CADデータ（DWG, DXF, JWW形式）
	d. 機械設備（解体については既存図使用可。） ・ 給排水衛生設備図 - 仕様書 - 敷地案内図 - 配置図 - 機器表 - 衛生器具設備図 - 給水設備図 - 排水設備図 - 給湯設備図 - 消火設備図 - 厨房設備図 - ガス設備図 - し尿浄化槽設備図 - ごみ処理設備図 - さく井設備図 - 屋外設備 - 受水槽設備図 - ろ過設備図 ・ 空調調和設備設計図 - 仕様書 - 敷地案内図 - 配置図 - 機器表 - 空調調和設備図 - 換気設備図 - 排煙設備図 - 自動制御設備図 - 屋外設備図 ・ 昇降機設備設計図 - 昇降機設備図 - 搬送機設備図 ・ 維持管理費概算書 ・ 計画通知図書（確認申請書等・各申請図書） ・ 確認申請等（他申請図書） ・ 中高層建築物の届出 ・ CADデータ（DWG, DXF, JWW形式）
	d. 機械設備（解体については既存図使用可。） ・ 空調調和設備設計計算書 ・ 換気設備設計計算書 ・ 給排水衛生設備設計計算書 ・ 昇降機設備設計計算書
	e. 建築積算 ○ 建築工事積算数量算出書 ○ 建築工事積算数量調書 ○ 見積書等関係資料 ○ 営繕工事積算チェックリスト ○ 各資料電子データ（エクセル）
	f. 電気設備積算 ○ 電気設備工事積算数量算出書 ○ 電気設備工事積算数量調書 ○ 見積書等関係資料 ○ 各資料電子データ（エクセル）

（２）実施設計 既存母子センター解体 設計のみに適用	g. 機械設備積算 ○ 機械設備工事積算数量算出書 ○ 機械設備工事積算数量調書 ○ 見積書等関係資料 ○ 各資料電子データ（エクセル）
	h. その他 ・ 透視図 ・ 透視図の写真 ・ 模型 ・ 模型の写真 ・ 防災計画書 ・ 省エネルギー関係計算書 ・ リサイクル計画書 ・ 設計説明書 ○ 概略工事工程表
	i. 資 料 ○ 各種技術資料 ・ 構造計算データ ○ 各記録書 ・

（注） １ 成果物以外の提出図書は、打合せ用等として（文字鮮明なこと）適宜A３白焼きにて提出すること

（注） ２ 成果物の提出図書は、文字鮮明なこと（異縮尺対応、文字高さはA3にて2.5mm以上）

（注） ３ 電子資料提出は、特記仕様の他、下記※による

※ 設計図書１	CAD資料	データは、DWG+DXFとする。JWWの場合は、DXFへ変換すること〔CD-R共〕
※ 設計図書２	PDF資料	図面PDFは社名有、社名無の２種類を作成すること）〔CD-R共〕
※ 設計図書３	PDF資料	金抜き内訳書）〔CD-R共〕

・ 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

・ 建築（構造）の成果物は、建築（意匠）実施設計の成果物の中に含めることができる

・ 設計図書は、適宜、追加してもよい

・ 成果物は、調査職員の指示により、製本とする（A２二つ折製本・A３二つ折り製本（現場用））

V. 成果品

提出物一覧表

【基本構想作成支援提出物】	
	○基本構想作成支援報告書 冊子 1部 ○上記作成に使用した与条件整理、配置計画案、コンセプト等の根拠資料及び地盤調査等の報告書 ○基本計画図、イメージパースのデータ（DXF形式・PDF形式）
【基本設計提出物】	
建築（総合）	○基本設計図書 計画説明書（基本方針・基本コンセプト含む） ○建築計画概要書 建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画、外構計画、仮設計画、法令等適用計画 ○基本設計図 面積及び求積図、敷地案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図 ○各種技術資料、比較検討資料
建築（構造）	○構造基本設計図書 構造計画説明書（基本方針、仕様概要、工法検討資料）、構造設計概要書
電気設備	○現地調査票 ○基本計画概要書 電気設備計画概要、方式の選定概要書、防災設備計画書
機械設備	○給排水衛生設備計画設計図書 給排水衛生設備計画説明書（便器等器具数算定も含む）、給排水衛生設備計画概要書 ○空調換気設備計画設計図書 空調換気設備計画説明書（熱負荷計算書含む）、空調換気換気設備計画概要書 ○昇降機等基本設計図書 昇降機等設備計画説明書（規模算定も含む）、昇降機等設備計画概要書
外構・内部遊具	○外構基本設計図書 外構計画説明書、外構設計概要書 ○遊具基本設計図書 遊具計画説明書、遊具概要書
工事費概算書	○工事費概算書 建築（総合）、建築（構造）、電気設備、給排水設備、空調換気設備、昇降機設備、外構
その他	・ランニングコスト検討書 ・関係法令チェックリスト ・概略工程表 ・透視図（Ⅱの1（2）参照） ・地盤調査報告書（今回の設計にて実施。特別経費として計上） ・既存母子センター解体設計図書（設計内訳書、図面、数量計算書等） ・各種技術資料、比較検討資料（断熱性能検討、長寿命化検討、設備計画検討などの根拠資料） ・各種記録書（打合せ議事録、定例会議事録など）

【実施設計提出物】※解体設計のみ適用	サイズ	部数	提出形式	摘要
○製本				
設計図白焼き	A2	1部	製本	DXF、DWG、及びPDF形式
設計図白焼き（縮小版）	A3	2部	製本	
現地調査報告書	A4	1部	製本	PDF形式
○紙ベース（A4ファイル閉じ。目次・インデックスを付ける）				
内訳明細書	A4	1部	ファイル	Excel形式（指定様式）
複合単価表、代価表	A4	1部	ファイル	Excel形式（指定様式）
単価比較表	A4	1部	ファイル	Excel形式（指定様式）
見積比較表	A4	1部	ファイル	Excel形式（指定様式）
見積書（原本）	A4	1部	ファイル	3社見積り 原本
設備・備品リスト	A4	1部	ファイル	撤去に伴う既存機器リスト
積算数量算出書	A4	1部	ファイル	Excel形式
積算数量算出図面	A4	1部	ファイル	Excel形式
各種計算書	A4	1部	ファイル	Excel形式
機器選定書	A4	1部	ファイル	Excel形式——必要に応じて提出
設計根拠資料（比較検討書等）	A4	1部	ファイル	Excel形式
概略施工工程表	A3	1部	ファイル	Excel形式
定例会議事録・協議書等	A4	1部	ファイル	Excel形式

○データ（CD-R）

*上記について、電子データ（Excel、PDF、その他元データをCD-ROMにて提出）

施設計画概要書（別紙）

計画施設及び設計内容

1

【委託名】 令和7年度（仮称）七ヶ浜町保健福祉センター基本構想作成支援及び基本設計等業務委託

【委託期間】 契約日 ～ 令和9年7月31日

【計画概要】

■施設の目的

健康づくりの拠点として、各種健診（検診）が実施できる健診ホールや各種相談機能を充実させ、町民の利便性向上を図ります。
また、各種乳幼児健診、相談事業、子育て支援事業を実施し、妊娠期から出産、子育てに関する様々な相談に、各種専門職がワンストップで対応します。子どもの発育と発達を促し、親子が安心して楽しく過ごせる遊びの環境を整備し、子育てがしやすい環境づくりの拠点を指すため、施設のコンセプト・配置計画などの町の基本構想をまとめ、基本設計業務を行います。

■計画概要

令和7年度（仮称）七ヶ浜町保健福祉センター 基本構想作成支援及び基本設計等業務委託 公募型簡易プロポーザル方式による選定要領を参照願います。

・ 施設名称	（仮称）七ヶ浜町保健福祉センター
・ 施設場所	七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1
・ 計画施設用途	保健福祉施設・子ども子育て支援施設（分類：児童福祉施設・老人福祉施設等）
・ 敷地の面積	基本構想作成業務内にて選定する敷地面積とする
・ 計画施設の延べ面積	2,500 m ² 程度（想定） 計画施設の公募型簡易プロポーザル方式による選定要領を参照。
・ 主要構造（階数）	構造は本業務により決定する。階数想定はプロポーザル方式による選定要領を参照。

【基本構想作成支援業務の概要】 （業務に含む。追加業務・特別経費として計上）

①候補地、配置検討

- ・ 地盤調査（特別経費として計上）
- ・ 配置イメージ図（平面・鳥瞰）

②施設規模決定のための資料作成

- ・ 建物階別床面積
- ・ 延べ床面積
- ・ 概算事業費

③フロア別配置計画の比較検討

施設動線、施設利用の要件整理などを、資料を基に比較検討資料を作成する

④既存母子センターのアスベスト調査（概算事業費算定のため業務に含む。特別経費として計上）

⑤その他、金抜き設計内訳書内の（別紙1）基本構想作成支援業務内訳を参照のこと

【基本設計内容概要】

令和7年度（仮称）七ヶ浜町保健福祉センター 基本構想作成支援及び基本設計等業務委託 公募型簡易プロポーザル方式による選定要領を参照願います。

【設計委託条件】

上記の計画施設概要のほか、下記の事項を与条件とする

① 基本設計業務の項目

- ・ 建築（総合）基本設計業務
- ・ 構造基本設計業務
- ・ 電気設備基本設計業務
- ・ 機械設備基本設計業務
- ・ 内部設置遊具、家具、サインの基本設計業務
- ・ 外構（擁壁・舗装・フェンス・駐車場など）基本設計業務
- ・ 既存母子センターの解体実施設計（解体のみ実施設計とし業務に含む。追加業務として計上）
→ 解体設計は業務履行の条件有。特記仕様書P4 3業務実施の(8)を参照
- ・ その他基本設計に必要な業務

1 計 画 施 設 及 び 設 計 内 容	② 基本設計業務の内容 業務内容については、「令和7年度 保健福祉センター基本構想及び基本設計等業務委託の公募型簡易プロポーザル方式による選定要領」及び特記仕様書内容も参照願います。 a) 設計条件の整理 ・本町からの要求・諸条件を設計条件として整理する。提示した内容が不明確・不適切な場合などがある場合は本町と受託者にて協議する。 b) 法令及び条例などの調査・関係機関との打合せ ・関係各種法令のほか、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例にも留意すること。 - また、建築確認申請及び宮城県開発指導要綱についても、事前確認を行うこと c) 上下水道、ガス、電力などの調査及び関係機関との打合せ ・敷地に対する供給状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行う。 - 基本設計に必要な範囲までとする。 d) 設計方針の策定 ・総合検討 ・施設の配置、構造、階数及び施設の工法、空調方式などの比較検討 ・各階の計画、外構の配置計画 ・内部遊具、家具、カーテンなどの備品、サイン計画(外部・内部)の総合計画(配置・色彩計画など) e) 概算工事費の検討 基本設計図書に基づく概算工事費用を積算し、工事費概算書を作成する。 f) 発注者への基本設計内容説明 ・受注期間中は、作業内容・進捗状況の報告を定期的に行うこと。 - また、設計に必要な事項について発注者の意向を確認し進めること。 ・基本設計図書の作成が完了した時は、当町に対し設計意図・基本設計内容の説明を行うこと ・町民説明会、ワークショップ等、各種会議・説明会への参加及び必要な資料作成を行う。 ③ 耐震安全性能 官庁施設の総合耐震診断・改修基準による耐震安全性の分類 ※構造検討については基本設計内で協議とする。 <table border="0"> <tr> <td>1) 構造体</td> <td>Ⅱ類以上</td> </tr> <tr> <td>2) 建築非構造部材</td> <td>B類以上</td> </tr> <tr> <td>3) 建築設備</td> <td>乙類以上</td> </tr> </table>	1) 構造体	Ⅱ類以上	2) 建築非構造部材	B類以上	3) 建築設備	乙類以上
1) 構造体	Ⅱ類以上						
2) 建築非構造部材	B類以上						
3) 建築設備	乙類以上						
2 設 計 の 配 慮 事 項	a. 構造・規模は、採用した場合の金額面及び工期面にも配慮し、検討・協議をすること。 b. 建築物、設備機器、配線(配管含む)など、施設の維持管理経費を考慮した計画を検討すること。 c. 寒冷・沿岸地域となるため、地域条件に配慮した仕様とすること。 特に、塩害については十分に検討し、材料選定・機器選定を決定すること。 d. 計画施設の内外動線、駐車場・遊びのスペース、防犯・安全対策についても検討し、発注者と協議すること						
3 そ の 他	a. 建設予定地は基本構想内で検討し決定する。敷地周囲の状況を考慮し基本設計を進めること。 仮設計画は安全性を第一であるが、敷地周辺に施設等がある場合は、既存施設利用への配慮を行うこと。 b. 施設は、華美な仕上・仕様、特定の工法等を採用せず、機能性を重視した計画とし、公共施設の維持管理及び、将来の修繕対応が容易に実施できるよう配慮する。 c. 公共建築工事標準仕様書等に基づく、標準的な仕上・工法の採用による経費節減に配慮する。 d. 委託業務のスケジュールは、業務計画書を提出し、監督員と協議をおこなうこととする。 e. 受託工期は厳守すること。 f. 成果品の内容確認は、期限の14日前までに、監督員へ設計書を提出し内容確認を実施すること。 ※納品前に調査員の内容確認を実施します。そのうえで、成果物を整理し納品すること						